

11月以降の感染症予防対応について

2021年11月4日

千葉学芸高等学校

新型コロナウイルス感染症について、新規感染が大幅に減少したことから、千葉県では、マスク着用等の感染症対策を前提に10月20日ほとんどの行動制限を解除しました。本校でも10月末時点でのワクチン接種率が教員100%、生徒70%となっており、学校活動に適用する地域感染レベルの判断はレベル1を維持するものの、行動制限を緩和することとします。

第6波の感染拡大に備え、油断せず感染拡大防止の行動を心がけ、引き続き「新しい生活様式」のもとで感染症予防活動への協力をお願いします。

◇計画期間：11月1日～12月20日

◇授業、学校行事、クラブ活動を「実施」。【体調が悪い者は登校しないこと。】

文部科学省の学校感染症衛生管理マニュアルに基づいて感染症対策に留意して行う。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準において地域感染レベル1の対応とする。

（身体的距離の確保）1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること。

（感染リスクの高い教科活動）適切な感染対策を行った上で実施。

（部活動）十分な感染対策を行った上で実施。

ただし、感染拡大中の地域への訪問や交流を避けること。

◇クラブ活動（運動部・文化部の各種目別のガイドラインを参照し実践すること）

感染予防に留意して行う。具体的な活動内容は、種目や競技により異なるので、顧問の指示により活動すること。秋冬期の活動時間は原則として17時までとしている。

11月1日～	18:00 下校目安（19:00 完全下校）
(1) クラブ活動ガイドラインを遵守すること。（活動時間、休業日、合宿）	
(2) 感染症予防のため「学校の新しい生活様式」に基づき活動すること。	
(3) <u>ワクチン未接種の外部者の参観や交流は控えること。</u> （要許可）	

◇【感染症対策のための登校上の注意】

(1) 感染源を断つこと

○自分の健康管理を行い、感染を防止するよう行動すること。

① 毎朝、体温を測定し記録すること。登校前に体温を確認できなかった生徒は、保健室で検温と風邪症状の確認をすること。

② 37.5度以上の発熱、咳（アレルギー性は除く）・風邪症状・味覚障害・嗅覚障害がある者は外出・登校を控えること。

③ 登校後に体調不良となり感染が疑われる場合は、保健室で抗原検査ができる。

○以下の者は学校保健安全法に基づき、出席停止となる。

① 海外旅行をした場合。⇒検疫所指示により自宅待機。

② 新型コロナウイルス感染者（陽性）の場合。⇒保健所指定場所で待機（10日間程度）。

③ 感染者の濃厚接触者に特定された場合。⇒保健所指示で自宅待機（最終接触後14日）。

④ 37.5度以上の発熱・咳・風邪症状・味覚障害・嗅覚障害などの症状があり自宅で休養するよう指示された者。⇒治癒するまで。

(2) 感染経路を断つこと（手洗い・咳エチケット・消毒）

- ①石鹸での手洗いの励行・手指消毒など、身の回りを清潔に保つこと。
- ②登校中及び校内では原則としてマスクを着用し、咳エチケットを実践すること。

《マスクを着用する必要がない場合》

- A 十分な身体的距離が確保できる場合
- B 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合（暑さ、息苦しさ）
- C 体育の授業及び運動部活動（呼吸困難による身体へのリスクがある場合）

*マスクを外す際は、人との十分な距離を保ち、近距離での会話は控えること。

*電車バス車内ではマスクを着用し、会話をしないこと。

*ワクチン接種などで抗体を持つ者も、マスクを着用すること。

③食事の際は黙食とする（屋外でも食事の際に感染リスクがあることに留意）。

④登下校中はなるべく商店立ち寄り等を避けること。

⑤当分の間、不特定多数の人と接する機会（接客アルバイトなど）を避けること。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

熱中症を予防するため、こまめに水分をとる。

(4) 集団感染のリスクへの対応

- ①「密閉，密着，密接」の3つの密の重なりを避けるよう行動すること。
- ②校内使用箇所の換気に努めること。
- ③屋外でも近距離での会話や発声の際にはマスクを着用し飛沫を拡散しないこと。
- ④接触確認アプリを用いること。（新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA）
- ⑤基本的な感染防止策感染防止策が徹底されていない季節行事への参加は控えること。
- ⑥不特定多数の人が密集し大声が発生する行事，パーティー等への参加は控えること。
- ⑦感染リスクが高い歓楽街地区への立ち入りを控えること。

◇学校内の消毒について

*定期的消毒 ドアノブなど不特定多数が触れる場所およびトイレ（アルコール液噴霧）

*不定期消毒 机・椅子（必要に応じ各自アルコール液噴霧）。床の消毒は不要。

*共同で使用する器具や用具は、使用前後にアルコール消毒液噴霧により消毒する。

（手指消毒＝エチルアルコール 70%水、物品消毒＝イソプロピルアルコール 50%水）

◆【地域感染レベルが変化した場合の対応】

地域で感染経路不明の感染者が多発し医療体制が不足するなど、地域感染レベルが変化した場合、すみやかにレベル3以上の行動基準に移行し、感染リスクの高い活動を停止する。

*レベル3の状況で知事からの休業要請があった場合は、原則としてオンライン授業とする。

◆【感染者が発生した場合の対応】

校内関係者に感染者が発生した場合は、保健所と連携して濃厚接触者の特定を行う。

*濃厚接触者特定のための調査や校内の消毒のため必要がある場合は緊急臨時休校を行う。

*保健所の調査終了後、感染者と濃厚接触者は出校停止し、その他学校教育活動は再開する。

*緊急臨時休校から再開する際には、校内各箇所の消毒を行う。感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（感染者が高頻度で触った物品）をアルコール等で消毒する（症状のない濃厚接触者が触った物品の消毒は不要）。なお、コロナウイルスは24時間～72時間で死滅することから72時間立ち入らないことを原則とする。